

## 日本版SOX法について（2）

もう少し日本の対応について書いてみると、内部統制のあり方については2005年12月に金融庁企業会計審議会内部統制部会が「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方」で監査法人が企業の内部統制システムシステムをチェックする際の基準に関する方針を示しました。この指針の想定する制度では、「経営者が実施した内部統制の評価」について公認会計士が法定監査（財務諸表監査）の一環として監査を実施することになっています。この前提となっている内部統制の枠組みはアメリカの「COSO（アメリカトレッドウェイ委員会組織委員会）フレームワーク」をベースにしたものですが、もともとのCOSOフレームワークの5つの構成要素の他に「ITの利用」（IT統制）が加えられています。2006年6月に成立した金融商品取引法（正式には「証券取引法の一部を改正する法律」およびその整備法）は緊急性の高い条項から順次、段階的に施行されることになっています。このうち内部統制報告書の提出・監査については附則第15条で「平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用する」と定められていて、2009年3月期の本決算期から上場企業及びその連結子会社を対象として適用となります。

さて内部統制についてですが、一般に企業などの内部において、違法行為や不正、ミスやエラーなどが行われることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運用されるよう各業務で所定の基準や手続きを定め、それに基づいて管理・監視・保証を行うことをいいます。そして、そのための一連の仕組みを内部統制システムといえます。これまでの内部統制は財務会計分野でのみ語られ、財務報告の適正性確保を目的とする活動として捉えられてきました。しかし、1990年代になって会計統制以外にコンプライアンスや経営方針・業務ルールの遵守、経営及び業務の有効性・効率性の向上、リスクマネジメントなど広範囲が対象となり、コーポレートガバナンスのための機能・役割という側面を強めてきています。ここで元になるものに1992～1994年にアメリカのCOSOが公開した報告書（俗に言うCOSOレポート）の中で内部統制のフレームワーク（COSOフレームワーク）が提唱されています。このCOSOレポートでは内部統制を次のように定義しています。

内部統制は以下に分類される目的を達成するために、合理的な保障を提供することを意図した、取締役会、経営者及びそのほかの職員によって遂行される1つのプロセスである。

- ・業務の有効性・効率性
- ・財務諸表の信頼性
- ・関連法規の遵守

そしてCOSOは、内部統制の構成要素として「統制環境」「リスクの評価」「統制活動」「情報と伝達」「監視活動」の5つを挙げ、これらを内部統制を評価する際の基準として位置づけています。従来的な内部統制ではある担当者の作業を別の担当者がチェックするということとなり「人を通じた相互牽制」が前提となっていました。つまり、1つの作業について作業をする側とその作業内容が適正であるか法律に違反は無いかをチェックする側に分かれ常に監査を実施することが必要になります。性善説に立ち社内内部については大丈夫であろうという前提で済ませることも可能でしょうがいろいろな不祥事の発生でそれではいけないということになり、きちんとしたシステム作りが必要であるとしたのが今回の始まりです。（次回へ続く）

(今週の情報誌から)

○日経エレクトロニクス 1月29日号

特集 ネットが創る意外な売れ筋

→これまでのように機能の豊富さや数字で表すことのできる仕様の優越では消費者に訴えることができなくなっている。それよりも製品の独自性や使い勝手といった数字にできないものに価値を持ったものがヒットしてきた。インターネットが発達しこれまでとは比べ物にならないほどの「ネットロコミ」がヒットし用品を生み出すようになってきている。

○日経SYSTEMS 2月号

検証 指紋認証機装置の実力

→指紋認証装置主要11機種の実験を徹底検証。検証項目は乾いた指と濡れた指（ホワイトマーカの黒で指紋を塗りつぶした）と濡れた指でテストは2人で各30回ずつ。ちなみに三菱はD T-Tの透過型の光学式のもの。乾いた指は高い認識率を示したが、指を動かさなければならないラインセンサー方は動かさなくて済むエリアセンサーに比べて認識率が低く90%を超えるものがなかった（三菱は91.7%）。濡れた指の場合、静電容量式のラインセンサーは認識したが光学式のエリアセンサーはほとんど認識しなかった（エリアセンサーでも静電容量式は認識した、三菱は0%）。最後に濡れた指はほとんど認識しなかったが補助光源を使ったものと三菱（90%）だけが認識した。利用環境などによって認識率が左右されるという結果となった。